

# おおた 区議会だより

# 号外

発行 大田区議会 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号  
電話 03-5744-1474 (直通)

<http://www.city.ota.tokyo.jp/gikai/>

大田区議会 検索

## 中央防波堤埋立地の 大田区への全島帰属を求め 全会一致で決議



大田区議会は、埋め立てが開始されてから40年以上にわたり、解決が図られていない中央防波堤埋立地の帰属について、平成28年第1回定例会において「中央防波堤埋立地の大田区への全島帰属を求める決議」を全会一致により可決しました。大田区は、早期解決に向けて江東区との折衝に長年取り組んできましたが、帰属の主張は平行線をたどり、いまだに決着が見えない状況です。

この地を大田区に帰属させることは、国際拠点空港である羽田空港と東京港を結び付け、大田区内の雇用の増加など地域経済活性化につながるだけでなく、東京圏はもちろん、日本全体の利益にも寄与します。そのため、二元代表制の一翼を担う大田区議会は、司法的見地をはじめ、歴史的経緯及び国際競争力強化に寄与する一体的な活用構想を進めていく上から、大田区への中央防波堤埋立地の全島帰属を主張します。

### 大田区に全島帰属するメリット



平成27年10月時点での大会時のイメージ図（東京都提供）

① 羽田空港のポテンシャルを生かし、空港と東京港を結び付け、空港臨海部における面的なまちづくりを行うことで、区内の雇用増加など地域経済の活性化につながります。

② 中央防波堤内側埋立地では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のボート・カヌー競技会場の整備が進められており、大会後はレガシー（遺産）として皆様の憩いの場へと生まれ変わる予定です。

## 中央防波堤埋立地の 大田区への全島帰属を求める決議

中央防波堤埋立地は、埋め立てが始まってから40年以上が経過しているが、いまだに帰属問題の解決が図られていない。2020年に東京オリンピック・パラリンピック大会開催を控える中、この問題を早期に解決することが重要である。

中央防波堤埋立地は、大田区にその全島を帰属させることが最も合理的かつ妥当な解決である。

その理由として、第一に、昭和61年に最高裁判所が地方公共団体に関する境界決定の基準を判示している。すなわち、その境界を定める際には、歴史的沿革に加え、住民の社会・経済生活上の便益などを考慮の上、最も衡平妥当な線を見いだしてこれを境界と定めるのが相当とされた。

中央防波堤埋立地は、昭和38年まで続いた海苔養殖業が行われていた場所であり、港湾整備による漁業権放棄のため、生計を立てていた大田区民は廃業を余儀なくされ、周辺産業も大きな打撃を受けた歴史的な経緯がある。

このような沿革から、最高裁判所が示した基準に合致している。

第二に、中央防波堤埋立地の約989ヘクタールという広大な土地は、都民にとっての水辺空間の利活用をはじめ、今後、大田区の空港臨海部を強化していくうえであらゆる用途への活用が考えられる。国際拠点空港である羽田空港と東京港を結び付け、空港臨海部における面的なまちづくりを行うことは、大田区内の雇用の増加など地域経済活性化につながるだけでなく、東京圏はもちろん、日本全体の利益に供するものである。

以上の司法的見地をはじめ、歴史的経緯及び国際競争力強化に寄与する一体的な活用構想を進めていく上でも、大田区に中央防波堤埋立地の全島を帰属させることがこの問題の解決としてふさわしい。

よって、大田区議会は、中央防波堤埋立地の大田区への全島帰属に向け、早期解決を図るため、まずは東京都知事への調停申請を速やかに行うべきと主張する。

以上、決議する。

平成28年3月25日

大田区議会

### 中央防波堤埋立地とは

中央防波堤埋立地は、大田区城南島の地先に位置し、内側埋立地、外側埋立地、新海面処分場からなる、約989ヘクタール（大田区の面積の約6分の1程度）の広大な埋立地です。

昭和48年に埋め立てが開始され平成14年には、かつて帰属を主張していた中央区、港区、品川区が主張を取り下げ、現在は、大田区と江東区の2区が帰属を主張しています。

#### <中央防波堤内側埋立地>

大規模な公園である「海の森」の整備が進められており、廃棄物関連施設や、風力発電施設など、都民の生活を支える施設が多く立地しています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の会場の整備が海の森及び内側と外側との間の水面において進められます。

#### <中央防波堤外側埋立地>

国際貨物の増加に備え、大規模なコンテナふ頭の整備などが行われています。



### 【1】最高裁判所の判例から

～ポイント～

- 昭和61年の最高裁判所の判例で、境界決定の基準が示されています。
- ① 地方自治法第5条に「普通地方公共団体の区域は、従来の区域による」とあります。
- ② 明治維新後、明治時代の法律に遡ると「従来ノ区域ニ依ル」「旧ニ依ル」とあることから、「江戸時代の区域」が基準となります。
- ③ しかし江戸時代、当該地域は海であったため、明確な境界は分かりません。
- ④ このように境界線が特定できない場合には、以下のような基準が示されています。

『江戸時代における区分線を知り得ない場合には、**当該係争地域の歴史的沿革に加え、明治以降における関係町村の行政権行使の実状、国又は都道府県の行政機関の管轄、住民の社会・経済生活上の便益、地勢上の特性等の自然的条件、地積などを考慮の上、最も衡平妥当な線を見いだしてこれを境界と定めるのが相当である。**』

そのため、「歴史的沿革」、「住民の社会・経済生活上の便益」などが境界を定めるうえでの重要な判断基準となっています。

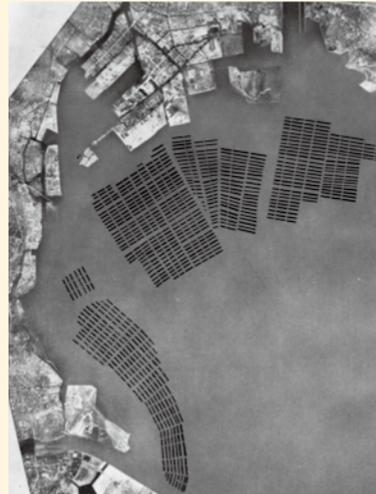
### 【2】この地で海苔漁業により生計を立てていた大田区民

大田区の臨海部は、江戸中期以来、海苔の漁場として、区民の生産と生活の場でした。区周辺の海苔は質、量とも全国に誇り、「本場乾海苔」と称賛されてきました。昭和30年代の海苔養殖業は、沿岸から水質の良い沖合である現在の中央防波堤埋立地付近まで広がり、中央防波堤埋立地の大部分で海苔漁業が行われていました。

下の写真は、昭和35年当時の海苔漁業の様子と、平成27年現在の埋め立ての様子です。中央防波堤埋立地の場所に海苔養殖場が存在したことは明らかであり、その漁場で大田区の多くの漁業者が海苔生産を営んでいました。



羽田沖での海苔取りの様子 (昭和38年1月)



最盛期の東京内湾海苔漁業 (昭和35年)  
海上の黒線は当時の海苔網の状況を加筆したもの  
(出典:『東京都内湾漁業興亡史』昭和46年刊)



埋め立ての進んだ現在の東京港 (平成27年)  
写真提供: 東京都港湾局

東京港の航路づくりと埋立地造成のための港湾整備により、漁業組合が漁業権放棄を余儀なくされ、海苔づくりは昭和38年に終えんを迎えました。**中央防波堤埋立地となった海面は、かつて、海苔の養殖場として大田区民の生産・生活拠点でした。その地が陸地化したものであり、当然大田区に帰属すべきです。**

### 【3】空港臨海部の面的まちづくり

大田区は、「空」の玄関口である羽田空港と、「海」の玄関口である東京港の一部を擁しています。区内には広大な空港臨海部が広がっており、ものづくりや物流など、様々な産業が集積しています。羽田空港では旅客数が急速に増加し、人・モノの移動がより活発になっていることから、物流拠点としても空港臨海部は重要な役割を担っています。

**中央防波堤埋立地により、「陸・海・空」の三位一体の臨海部のまちづくりを行うことは、空港臨海部の機能強化へとつながります。**大田区内のみならず、東京都、そして日本の産業の新たな発展を促し、国際競争力の強化に寄与するものです。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の会場である中央防波堤埋立地は、大会開催後のレガシーとして、区民の皆様が水辺空間を利活用することが可能になるなど、大田区への全島帰属により、未来に向けた様々な活用につながります。



羽田空港国際線ターミナル



大森ふるさとの浜辺公園でのカヌー体験の様子